

パイロットの皆様へ

平成26年4月1日から、特定操縦技能審査に合格していない方は、航空機の操縦、操縦練習の監督等を行うことができません。

操縦技能審査員に審査を受け、合格していないと、平成26年4月1日以降は次に掲げる行為ができなくなります。

1. 航空機に乗り組んで行うその操縦
2. 必要な操縦技能証明を有さない者が行う操縦の練習の監督
3. 特定操縦技能審査に合格していない者が行う操縦の練習の監督
4. 必要な計器飛行証明を有さない者が行う計器飛行等の練習の監督

操縦技能審査員による審査に合格していない場合でも、操縦技能証明について限定された範囲の航空機に乗り組んで操縦の練習を行うことが可能です。ただし、機長として当該航空機を操縦できる技能証明・航空身体検査証明を有する者の監督を受けて行う必要があります。

特定操縦技能審査とは

操縦技能審査員が以下の技能について審査を行います。

- ① 全ての操縦操作の基幹となる操縦技能
- ② 通常の運航では使用しない異常時及び緊急時の操縦技能
- ③ 最新の知識を含む運航に必要な知識

飛行前に、ご自分の技能証明に記載された特定操縦技能審査の有効期限をチェック！

審査の有効期間は 2年 です

12. 技能証明書—特定操縦技能審査/確認

Pilot Competency Assessment Confirmation

2012年 10月 1日
Date of Issue

氏名 航空 太郎
Name TARO KOKU

第 A00000 号
CERT. NO.

航空機の種類 飛行機
Category AEROPLANE

有効期限

国土交通大臣 印
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

審査日/確認日 Date of Pilot Competency Assessment Confirmation	審査結果/確認結果 Result of Pilot Competency Assessment Confirmation	操縦等可能期間満了日 Expiration Date of Piloting Capable Period	操縦技能審査員/確認者 Pilot Competency Assessor/Confirming Person	
			氏名 Name	認定番号/所属 Approval NO./Affiliation
2013.10.1	合格	2015.10.1	審査 次郎	TA000

特定操縦技能の審査の一般的な流れ(例:飛行機の場合)

※ 審査は、国の認定を受けた模擬飛行装置・飛行訓練装置でも実施可能です。

① 知識審査

- 口述により運航に必要な知識を有するかどうか審査
- 航空法規の改正点
 - 最新の運航規則
 - 最近の航空事故等を踏まえた留意事項
- 等

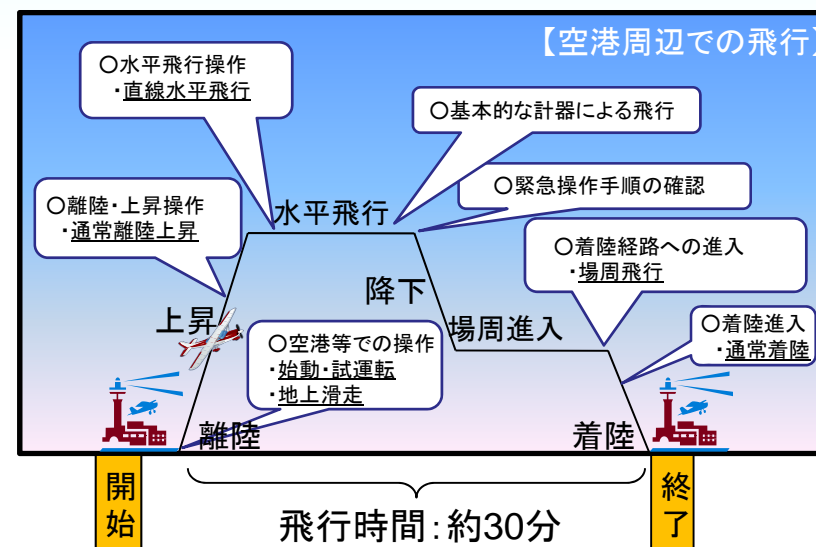
② 飛行前作業審査

- 実技審査の飛行前に必要な準備作業等を通じて、適確に飛行前作業を遂行できるかどうか審査
- 重量・重心位置確認
 - 航空情報・気象情報確認
 - 航空機整備状況・搭載燃料等の確認
 - 飛行計画の策定・通報
- 等

③ 実技審査

実機による空港周辺の飛行又は模擬飛行装置等により実技審査を実施し、適確に操縦操作や状況判断等を行うことができるかどうか審査
ただし、緊急時・非常時の操作など危険を伴うおそれのある操縦操作については、飛行中に口頭で操作手順等を確認することも可能

- 離陸及び着陸
 - 空港等及び場周経路における運航
 - 基本的な計器による飛行
 - 上昇・巡航・降下・進入等の通常時の操作
 - 離陸中止・着陸復行・エンジン停止等の緊急時・非常時の操作
(飛行中における手順の口頭確認を想定)
- 等



④ 実技審査後レビュー

- 実技審査等のレビューを行うこと等により、特定操縦技能を有するかどうか最終的に確認
- 気象等の影響により実地審査では十分には確認できなかった技能についての追加的口頭審査
 - 被審査者による実地審査飛行の自己診断(問題点・改善策)
- 等

⑤ 合否判定

- 操縦技能審査員により被審査者が特定操縦技能を有するかどうか合否判定
- 被審査者の技能証明書に審査結果、審査合格の有効期限、操縦技能審査員名等を記入
 - 国土交通大臣に審査結果等を速やかに報告
 - 審査不合格者は、再審査又は操縦練習のために必要な場合を除き、速やかに技能証明書を国土交通大臣に提出
- 等

制度導入前の操縦者技量維持制度について

- 国際民間航空条約附属書1においては、締約国に対し、全ての操縦者の技量維持を保障することを求めており、国際民間航空条約附属書6においては、航空運送事業者に対し、航空運送事業機の操縦者に対する定期的な技能審査の実施を求めている。
- わが国では、**航空運送事業に従事する操縦者**については、附属書6を受け、航空運送事業者に対し、運航規程に基づく定期的な技能審査の実施を義務付けている一方、**その他の操縦者**については、その技量を維持するための枠組みはなかった。

	国際民間航空条約		航空法
	附属書1	附属書6	
航空運送事業に従事する操縦者	<p>技量の維持</p> <p>航空運送事業に従事する操縦者は、附属書6に従って航空運送事業者が行う技能審査を受けていればよい、</p>	航空運送事業者による「技能審査」	<p>航空運送事業者による「技能審査」</p> <p>航空法第104条の運航規程の認可に際し、同条の規定に基づく航空法施行規則により航空運送事業者が当該規定に定めることが求められる技能審査の方法等の妥当性について、国が確認</p>
その他の操縦者			法令上の技量維持制度なし

特定操縦技能の審査制度の概要(制度の目的)

✓ 特定操縦技能の維持がなされていることの確認

国土交通大臣が航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を有する者として技能証明を行った操縦者に対し、その後も必要な知識及び能力を維持することを確保し、もって航空の安全の向上を図る。

✓ 審査(評価)を通じた操縦士の技能の底上げ

法令上の制度として技量管理されていなかった者に対して、定期的に、「第三者と共に飛行することを義務付けた。」

⇒ 操縦士が審査員とともにフライトを振り返ることで、技量の底上げを図る。
(航空事故の減少が期待できる。)

航空機の操縦等を行うために必要なもの

当該機体を操縦できる種類・等級・型式に限る

①操縦技能証明書

1. ○○操縦士技能証明書
種類:飛行機

②限定事項証明書

8. 技能証明書－限定事項

種類	等級
飛行機	陸上単発

有効期間内に限る

③（特定操縦）技能証明書

12. 技能証明書－特定操縦技能審査/確認
種類:飛行機

審査日	結果	有効期間満了日
年 月 日	合格	年 月 日

※ 操縦や操縦練習の監督を行う場合、①から④全て携帯しなければならない。
(技能証明を受けていない者や操縦できる種類以外の技能証明を受けている者の監督は別途操縦教育証明が必要。)

④航空身体検査証明書

第○種航空
身体検査
証明書

有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

制度の流れ

